

## 役員および会長に係る候補者選挙実施規程

### (目的)

第1条 選挙管理委員会規程第17条第2項に基づき、理事、監事及び会長に係る候補者の選挙における投票および選出の方法に関する事項をこの規程に定める。

### (選挙定数)

第2条 会長は、定款第19条第1項の役員のうち、外部理事及び外部監事の数を差し引いたうえで、あらかじめ選挙すべき定数を理事会で審議し、選挙管理委員会に報告しなければならない。

### (理事候補者・監事候補者選出の方法)

第3条 理事及び監事候補者（以下、「役員候補者」という。）の選出は、以下の各号による。

- (1) 選挙管理委員会規程第17条第1項により代議員による役員候補者選挙を行い、定数内で白票を除く有効投票の上位得票順で当選者とし、もって役員候補者とする。
- (2) 役員候補者選挙は、定数内制限連記投票とする。
- (3) それぞれの立候補者が定数を超えない場合は、選挙を実施せず、無投票当選とする。
- (4) 立候補者がそれぞれ定数に満たない場合は、理事会が投票開始前までに選挙管理委員会へ候補者を推薦する。
- (5) この他、選出について必要な事項は、別に定める。

### (繰り上げ当選)

第4条 当選者が当選の日から役員選任に係る総会議案の決定に関する理事会開催日の前日までの間に死亡、退会、もしくは辞退を選挙管理委員会へ届出があった場合は、当該選挙における次の得票者を繰り上げ当選者にできる。

### (会長に係る候補者選挙の方法)

第5条 会長に係る候補者選挙は、以下の各号による。

- (1) 第3条各号により当選した理事候補者の中から、会長に係る候補者に立候補するものを募る。
- (2) 立候補者が1名の場合は、選挙を実施せず、無投票当選とする。
- (3) 立候補者が複数の場合は、会長に係る候補者選挙を行う。
- (4) 投票は、単記投票とする。

(5) この他、会長に係る候補者選挙について必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

1 この規程は、令和8年1月11日より施行する。